

神楽まちづくり推進協議会の会議ルール（案）

- 1 会議の公開
会議は、原則として公開する。
- 2 会議開催の事前公表
会議を開催するときは、会議の日時、場所等を示した「会議開催のお知らせ」を、あらかじめ市のホームページに掲載するなどの方法により、公表する。
- 3 会議の傍聴
会議は、非公開としたときを除き、誰でも傍聴することができる。
傍聴者の定員は、会議の都度、会場の広さ等を勘案し事務局で定めるが、おおむね3～5名程度とする。傍聴希望者が定員を超えるときは、先着順に傍聴者を決定する。
また、傍聴ルールを次のとおり定める。

傍聴ルール

- 1 会議場への入場の際、受付簿にお名前などを記入してください。
 - 2 会議は、静かに傍聴してください。
 - 3 会議場において発言したり、委員の発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明したりしないでください。
 - 4 ゼッケンやたすきを着用したり、旗やプラカードを揚げたりするなど、示威的行動はしないでください。
 - 5 会議場において、許可なく撮影・録音その他これらに類する行為をしないでください。
 - 6 新型コロナウイルス感染症が収束するまでの間、傍聴の際は、事前に検温し体調の確認の上、マスクを着用してください。
 - 7 このほか、会議場の秩序を乱し、又は会議の妨げとなるような行為をしないでください。
- ※ これらのルールが守られない場合は、退場していただくことがあります。円滑な会議進行のため、御協力をお願いします。

- 4 会議資料の提供
会議を公開するときは、傍聴者に対し、配付又は閲覧により、会議資料を提供する。
- 5 会議の進行
会議の進行については、会長が議長となり、協議会設置の主旨に基づき、各委員から多くの意見及び情報の交換を図る。なお、出された意見は十分尊重するよう努めるものとする。
- 6 会議録の作成
会議録は、会議の概要及び発言の要旨を記載した記録とし、記載内容について会長の確認を得る。
なお、委員の自由な発言機会を確保するため、会議録には発言者名を記載しない（表示は、「会長」、「委員」等とする。）
- 7 会議録の公表
会議録は、会長の確認を得た後、市のホームページへの掲載、市政情報コーナーでの配置などの方法により、公表する。
- 8 委員名簿
委員名簿は、市のホームページに掲載するなどの方法により、公表する。